

老 発 0 9 1 9 第 4 号
平 成 2 6 年 9 月 1 9 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体
の取組の在り方について

今後も認知症の高齢者が増えると推計されているなか、認知症の人が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けていくためには、これまで以上に地域における認知症施策の推進を図ることが重要となります。こうしたなか、平成26年6月5日の警察庁発表による認知症の人の行方不明の状況や、昨今の新聞報道等による身元不明のまま保護されている認知症高齢者等がいるという問題については、社会全体で認知症の人を支えていく、いわば認知症の人を支える地域包括ケアシステムの構築を目指す上での大きな課題であることから、今般、下記のとおり、平成26年6月10日付事務連絡により実施した「徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査(市区町村調査)」(以下「市区町村調査」という。)において得られた市区町村の取組や意見を参考としつつ、今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明対策について、各自治体において望まれる対応について整理しましたので、管内市区町村に対し周知徹底をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、市区町村の取り組む行方不明・身元不明対策の状況に応じて、都道府県圏域や二次医療圏域といった広範囲でのフォローアップに関し、行政内関係部局及び各都道府県警察との連携を図りつつ、適宜、検討願います。

なお、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護については、警察庁から各都道府県警察に通達(「認知症に係る行方不明者発見活動の推進について」(平成26年6月5日警察庁丁生企発第310号警察庁生活安全局生活安全企画課長通知。別紙参照)されているので、あわせて参考としてください。

記

1. 地域における認知症高齢者等の見守り体制づくりについて

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域住民による見守りが不可欠であり、日常生活の中でのさりげない見守り体制づくりこそが有効性を伴う徘徊・見守りSOSネットワークの基盤となるものと考えられます。

このため、認知症サポーターの養成などによる認知症の正しい理解や普及啓発、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等を中心とする個々の見守りネットワーク体制づくりについて、地域住民が自分の地域の問題として主体的に取り組むよう、例えば地域ケア会議等を活用して、認知症施策に関する基本方針を明示し関係者と共有することが必要となります。

あわせて市区町村におかれましては、地域の実情に応じて、以下のような取組についても検討願います。

【見守りが必要な高齢者の実態把握】

地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等を中心に、認知症高齢者、独居高齢者、高齢者のみ世帯等についての実態把握を行い、認知機能の低下等に伴い徘徊等のおそれのある認知症高齢者の把握等に努めることが必要であると考えられます。

また、認知症高齢者等が行方不明になったケースについて検証を行うことは、普段の見守り体制や気づきから、通報、捜索に至る経緯、その他のアフターケア等の在り方を見直す観点からも有効であると考えられます。

【見守りネットワークづくりのための協定の締結】

地域住民のみならず、昼夜時間帯における人口流出動向等も勘案し、民間企業等と見守りネットワークに関する協定等を結ぶことも有効と考えられます。例えば、地元企業に対しては市区町村、大型ショッピングセンターやチェーン店など市区町村圏域を超えて広域的に活動する企業に対しては都道府県が協定締結を行うなど、都道府県と市区町村とで役割分担を行うことも考えられます。

その際、市区町村行政のホームページに協力団体一覧を掲載したり、協力団体である旨の証明として、例えば協力店舗にステッカーを配布するなどの工夫を行うことも考えられます。

【認知症サポーターの養成】

見守りネットワークづくりのため協定を締結した企業には、認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する正しい知識を得てもらうことが必要と考えられます。

また、行方不明者の搜索活動や発見時において認知症の人と正しく接することができるよう、交通機関関係者、身元不明者の一時保護に携わる福祉事務所の職員等にも、認知症サポーター養成講座を通じて、認知症に関する正しい知識を得てもらふことが必要と考えられます。

2. 行方不明者の搜索活動に関する取組について

(1) 徘徊・見守り SOS ネットワーク構築事業等の実施

地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるよう、警察のみならず、幅広く市民が参加する徘徊高齢者の搜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークを構築するため、徘徊・見守り SOS ネットワークの構築は、地域で認知症の人の徘徊事案に対応するための一つの有効な施策と考えられます。また、既にネットワーク活動がなされている地域であっても、管内の関係機関・団体と必要な連携がなされているか等の活動状況について点検を行い、必要に応じ、改善を図っていくことが必要と考えられます。

徘徊・見守り SOS ネットワークのような多様な関係者によるネットワーク活動以外にも、例えば山間部の多い地域などでは GPS 等徘徊探知システムを用いた事業展開なども有効な手段であり、こうした事業を併用するなど、地域の状況に応じて様々な取組について検討を行うことが必要と考えられます。

(2) 徘徊・見守り SOS ネットワークの構成機関例について

今回の市区町村調査において、徘徊・見守り SOS ネットワークの構成機関について調査票様式で想定した機関以外にも、多くの機関例につき報告がありました。既に SOS ネットワーク等を構築している自治体においても、また、こうした SOS ネットワークの構築を検討している自治体においても、効果的なネットワーク体制を構築する上で有効となるものと考えられますので、適宜、参考としてください。

【公共機関等、ネットワーク構成の基本となる機関】

- ・市区町村
- ・警察署
- ・消防署
- ・保健所
- ・福祉事務所
- ・地域包括支援センター

- ・社会福祉協議会
- ・介護サービス機関
- ・医療機関
- ・学校、保育所、幼稚園
- ・公民館

【身近な地域の互助的組織】

- ・自治会
- ・老人クラブ
- ・消防団
- ・家族の会
- ・農協、生協

【交通機関・報道機関等】

- ・タクシー会社
- ・バス会社
- ・鉄道機関
- ・自動車学校
- ・報道機関(地方テレビ局、FMラジオ局、新聞)

【地域に系列店舗等を有する機関等】

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・薬局、ドラッグストア
- ・コンビニエンスストア
- ・ガソリンスタンド
- ・理美容業者
- ・宅配業者
- ・新聞販売業者
- ・乳飲料配達業者
- ・清掃業者
- ・燃料店
- ・住宅販売業者
- ・商工会議所

【人が集まる場、立ち寄りそうな場所】

- ・ホームセンター、(大型)商業施設、道の駅
- ・飲食店、娯楽施設

- ・宿泊施設、ホテル
- ・寺院、神社、教会

【夜間・早朝等に戸外に関係者がいる機関等】

- ・地域の防犯組織(深夜スーパー防犯組合、金融機関防犯組合等)
- ・警備会社
- ・駐車場管理会社
- ・ウォーキング団体(早朝や夜間のウォーキング、散歩等)

【生活圏域外に出て行くことから守るためのポイントとなる関係機関等】

- ・高速道路公団
- ・海上保安部、フェリー関係
- ・開発建設部、建設協会、土地改良区、土木現業所
- ・猟友会、山岳捜索部

(3) 警察の行方不明者発見活動との協力に関すること

徘徊・見守り SOS ネットワークによる活動は、警察による行方不明者発見活動と有機的に連携を図ることが重要です。行方不明者の家族等から、可能な限り多くの情報が提供されることが、警察や徘徊・見守り SOS ネットワークによる活動の効果的な実施に資することになると考えられます。家族等からの直近の顔写真等、必要な情報提供が行われるよう、市区町村においては地域包括支援センター等の関係機関に対し、各都道府県においては当該都道府県域を所管する保健所(当該都道府県圏域内の政令市・中核市・保健所設置市に設置されている保健所を含む。)に対し、それぞれ周知願います。

(4) 捜索活動においてネットワーク内において共有している情報例について

今回の市区町村調査において、「捜索活動においてネットワーク内において共有している情報」として、調査票様式で想定した事項以外にも、多くの情報例につき報告がありました。既に SOS ネットワーク等を構築している自治体においても、また、こうした SOS ネットワークの構築を検討している自治体においても、ネットワーク内の活動において有効となるものと考えられますので、共有情報の検討等の場において、適宜参考としてください。

【本人の身体的特徴や外見に関する情報】

- ・写真(顔、前身、側面、上半身、全身)
- ・身長、体重、体型

- ・髪型、頭髪の色、ひげの有無
- ・メガネの有無
- ・顔の特徴(ほくろ、外傷等)
- ・歩行時の姿勢、歩き方
- ・服装・衣服(色、形など格好の特徴)
- ・杖の所持、普段持ち歩くもの
- ・自転車／徒歩／車の使用の有無

【捜索活動に有効と考えられる情報】

- ・行方不明となった日時、場所
- ・徘徊歴
- ・最後に本人を確認した場所
- ・過去に保護された場所
- ・よく行く場所、立ち寄りそうな場所(病院、買物する店等)
- ・日頃よく利用する交通機関
- ・昔住んでいた所、実家の場所
- ・本人が以前行きたがっていた場所
- ・旧住所など聞かれると答える地名
- ・本人がいなくなる前に何か言っていなかったか。気になる行動はなかったか。
- ・本人のいなくなるまでの行動

【行方不明発見時における対応(本人確認など)等に関する情報】

- ・発見時の連絡先、発見の際の連絡方法
- ・保護時に気をつけてほしいこと(水分補給の依頼等)
- ・主病名、既往歴
- ・愛称、呼び名、旧姓
- ・本人の普段の特徴的なしぐさ
- ・よく言う言葉など、会話の特徴
- ・元の職業

(5) 個人情報保護の取扱いに関すること

徘徊・見守り SOS ネットワークの構築に当たっては、多様な関係機関間の共通ルールづくりや、個人情報の取扱いが課題になると考えられますが、ネットワークの構築を行っている自治体におかれましては、個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 23 条第 2 項の規定(第三者提供の制限に関する除外規定として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときと規定)等

に類する条例規定の解釈により、情報の共有化を行っているところもありますので参考としてください。

なお、情報の共有化を行うに際し、個人情報保護の観点から、行方不明捜索に関するメール配信情報を含め、専用ファイルサーバーを用いる、個々の登録ID及びパスワード設定によりシステムへのログインを行う、登録高齢者又は家族の意向により情報提供範囲に制限をかけている等の対応を行っている例も見受けられますので、運用上の取扱いの参考としてください。

(6) 事前登録制度・徘徊模擬訓練

徘徊のおそれのある認知症高齢者等の「事前登録制度」の導入や「徘徊模擬訓練」の実施についても、地域における取組として有効な手段と考えられますが、今回の市区町村調査においても以下のような取組に関する報告がありましたので、参考としてください。

【事前登録制度】

- ・見守り体制づくりの一環又は延長として、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員が中心となって、事前登録に関する地域への啓発を実施。
- ・認知症などによる徘徊の可能性のある者の情報(氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、緊急時の連絡先、身体的特徴等の情報等)について、市区町村及び警察署に登録。登録者には登録番号等を記載したカード等を配布。登録者が徘徊し保護された場合に、登録情報から個人を特定し、ご家族等に連絡。
- ・事前登録者に関する基本情報や写真を、いつでも対応できるようPCでデータ管理しており、行方不明時には、当日の情報(服装等)のみ入力することで検索できるようにしている。また、本人の状況や写真などについては、直近の情報が得られるよう、一年に一度更新している。

【徘徊模擬訓練】

- ・毎年、実施地区を変えながら実施しており、一度実施したまま終わらないよう、実施地区毎の地域住民が主体的に模擬訓練を行うよう、適宜啓発している。
- ・タクシー会社、鉄道会社、バス会社など交通会社を巻き込んで実施している。
- ・徘徊模擬訓練前に認知症サポーター養成講座を開催し、訓練の参加者に受講してもらった上で実施してもらっている。
- ・徘徊模擬訓練の様子を、新聞や行政チャンネル等に取材してもらうことで、実施状況を広報し、ネットワーク参画への啓発を促している。

(7) 徘徊・見守り SOS ネットワーク構築事業や GPS 等徘徊探知システム以外の取組例について

今回の市区町村調査において、徘徊・見守り SOS ネットワーク構築事業や GPS 等徘徊探知システム以外にも、いくつかの取組例について報告がありました。特に、認知症に係る行方不明者発見・保護活動には、身元確認における着衣・靴への記名、名札等の装着等の工夫が重要であると考えられます。地域の実情に応じて、こうした事業を併用することも有用と考えられますので、適宜、参考としてください。

【見守りキーホルダー、靴用ネームシール等の配布】

- ・氏名、緊急連絡先等の情報を記載した「見守りキーホルダー」を配布し、あらかじめ登録された番号を地域包括支援センターに問い合わせることで迅速な対応を行っている。夜間でもわかりやすいよう反射材を使用し、市町村の健康づくりのキャラクターを図柄に施している。
- ・「見守りグッズ(ネームプレート、アイロンプリントネーム、靴用ネームシール、反射シール)」を配布しつつ、日常の見守り方法の具体的なアドバイスや、介護サービス利用の見直し点検等を実施している。

【メール・FAX 等による配信】

- ・携帯電話を活用し、登録者には市からメールで情報配信を実施。認知症高齢者を含む行方不明者情報のほか、気象情報、地震情報、避難情報、不審者情報、クマ目撃情報、食中毒警報、火災警報等につき、情報配信している。
- ・市町村行政の危機管理室が運用する防犯・火災・災害情報配信システムを拡大し、徘徊捜索者情報を導入。登録者である市民や事業所(捜索協力者)の携帯電話やパソコンにメール又はファックスなどで配信。
- ・市区町村内ケーブルネットワーク加入者宅に設置された「告知端末」を利用し、市区町村総務課、警察署、消防本部の総合の連携体制により、認知症高齢者に限らず、行方不明者全般の捜索に対応している。

3. 身元不明者の身元確認に関する取組について

(1) 身元確認を行うための体制に関すること

市区町村におかれましては、保健所、地域包括支援センター、警察との連携協力体制の構築はもとより、身元不明者の一時保護を行う関係機関や、行政機関内

における関係部局(生活保護関係部局、精神保健関係部局等)との連携体制の構築に努めてください。

また、「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置及び運用について」(平成26年8月5日厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡)でお示したとおり、厚生労働省のホームページにおいて、地方自治体のホームページとの特設サイトを設置したところですので、積極的な活用を検討してください。その際、当該サイトの運用については、身元不明の認知症高齢者等の状況について調査した結果、圏域内にはそのような方が把握されていないことが明らかになった場合には、その旨を各地方自治体のホームページ上で公開していただければ、当該ホームページへのリンクについても掲載の対象としており、また、普段からリンク設定を行っていない場合にあっても、身元不明案件が発生し、当該案件について所管行政圏域を超えた広域での取組が必要と判断された場合に随時リンク設定を行うことも可能とする運用としてありますので、あわせて承知願います。

このほか、警察において、警察に届出がなされた行方不明者に係る一定の情報を、都道府県警察のホームページ等により公表している場合があることから、徘徊・見守りSOSネットワークのみならず、身元不明者の一時保護を行う関係機関が当該情報を閲覧すれば、身元確認につながることも考えられます。市区町村におかれましては、関係機関への情報周知等に留意願います。

(2) 身元確認のための警察との協力に関すること

各市区町村においては、保健所、地域包括支援センター、身元不明者の一時保護を行う関係機関、行政機関内における関係部局(生活保護関係部局、精神保健関係部局等)との連携体制を確保するほか、身元不明者に関する身元の判明につながると考えられる情報が得られた場合等においては、適宜、警察にも情報提供するよう留意願います。

ア 市区町村において、身元不明者を保護した場合、当該者の身元の判明につながると考えられる情報が得られた場合及び身元が確認された場合等において、適宜、警察にも情報提供するよう留意願います。

イ 一定期間を経過しても身元が判明しない場合、保護実施機関である市区町村等の要請に基づき、警察では、地方自治体が作成した身元不明者に係る資料を警察署又は警察本部に備え付けたり、他の都道府県警察にも提供するとされており、その備え付け先、閲覧対象、期間についても、市区町

村等の意向に基づき実施するとしています。よって、身元不明案件が発生し、一定期間を経ても身元が判明せず、特に広域での取組が必要と判断された場合には、地方自治体で公開するのみならず、適宜、警察にも協力を求めるよう留意願います。

(公開資料の掲載事項の例)

- ・ 身元不明者の写真
- ・ 氏名・年齢につながる情報
- ・ 特徴・服装等
- ・ 発見された状況
- ・ 連絡先
- ・ 閲覧対象
- ・ 備え付け期間

(3) 本人の身元確認につながると考えられる情報例について

今回の市区町村調査において、「本人の身元確認につながると考えられる優良な情報」の把握を行ったところです。こうした情報については、必ずしも全ての身元不明のケースにおいて得られるものでもなく、また、確実に身元判明につながるものとは言いきれませんが、個々のケースによっては、身元判明に至る場合もあると考えられますので、市町村等の保護実施機関において、適宜、参考としてください。

【本人の記憶・発言等】

- ・ 氏名(自称を含む)
- ・ 生年月日(自称を含む)
- ・ 家族(両親、兄弟姉妹、子ども等)の名前
- ・ 生い立ち(〇〇で生まれた、兄弟が〇人いる、〇〇学校出身、〇〇に住んでいた 等)
- ・ 〇〇方面の地理に詳しい
- ・ かつての自分の仕事、実家の職業
- ・ 結婚の有無
- ・ 戦争に関する記憶

【本人の趣味・嗜好】

- ・ 〇〇が好き
- ・ 〇〇が嫌い

【身体的特徴】

- ・言葉や会話に〇〇地方の方言が出てくる。
- ・背中にあざ、顔にほくろ、腹部に手術痕 等

【所持品】

- ・洋服、靴に氏名の記載。
- ・診察券、(有効期間の切れた)健康保険証、クレジットカード、領収書 等
- ・(使用不能の)携帯電話
- ・他人の名刺を所有
- ・内服薬の袋

【その他】

- ・本人の筆跡、本人の描いた絵 等
- ・本人がよく発言する言葉、話 等

(4) 個人情報保護の取扱いに関する事

身元不明者の個人情報の取扱いについては、「個人情報を本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときは、同意が得られなくても自ら当該情報を利用又は提供を行うことができる」といった条例規定の解釈運用により、ホームページ上の情報公開による身元捜索を行っている自治体もあるので参考としてください。

【別紙】

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第310号
平成26年6月5日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

認知症に係る行方不明者発見活動の推進について（通達）

行方不明者の発見活動については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について」（平成24年3月19日付け警察庁丙生企発第10号ほか）等に基づき実施しているところである。

平成25年には、認知症に係る行方不明者届の届出数が1万件を超えたところであるが、この種の行方不明者は事件、事故等に遭遇する可能性が高いことから、下記事項に留意の上、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に努められたい。

なお、「はいかい老人SOSネットワークシステム」の構築について」（平成7年10月5日付け警察庁丁地発第118号ほか）は廃止する。

記

1 行方不明者届受理時の留意事項

(1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届の受理時に届出人から必要な事項を聴取する際に（規則第7条第1項）、届出人から、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申し出があった場合は、自救能力がない者（規則第2条第2項第6号）として特異行方不明者の判定（規則第11条第1項）を行い、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、規則に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 特異行方不明者の判定に係る報告（規則第11条第2項）を受けた警察本部においては、警察署における事案の処理方針を確認して積極的な指導・助言、支援を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、行方不明者が過去に立ち回った地域や徘徊場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 徘徊場所が遠方にも及び得るなど認知症の特性を踏まえて、関係警察に対して保護等の取扱いを個別に照会するとともに、関係機関等への協力を求め（規則第20条第2項）、関係機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワークを効果的に活用し、その早期発見に努めること。

ウ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への徘徊が想定される場合

には、届出人の意思に基づき、インターネットの利用等による資料の公表を行うこと（規則第14条第1項）を検討すること。

(3) 迷い人照会を受けた場合の措置

2 (1)イの迷い人照会を受けた場合は、行方不明者届に係る日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることに配慮し、事後の行方不明者届とも点検、確認すること。また、他の都道府県警察からの照会については、警察本部が関与して確実な点検、確認に努めること。

2 迷い人として保護時の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護した場合は、行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていること（規則第19条第2項）から、以下に留意すること。

ア 認知症の特性を踏まえ、名乗ることができない場合や自称名が通称名である場合等に配慮して、行方不明者照会（規則第13条第1項）をより広範囲に実施するなど、その身元の確認に努めること。また、警察本部においても、警察署の対応を確認し、積極的な指導、支援を行うこと。

なお、状況に応じ、身元確認照会も活用すること。

イ 発見・保護した警察署において、迷い人の取扱いを記録化するとともに、他の警察署又は都道府県警察に対する照会（迷い人照会）を行い、早期に身元が判明するよう努めること。

ウ 認知症又は認知症の疑いのある迷い人の身元が判明せず、関係機関に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることに留意し、事後においても適宜、行方不明者照会を実施すること。

(2) 引継ぎ先との連携

行方不明者届を受理した行方不明者の発見活動を推進する観点により、保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、以下に留意すること。

ア 関係機関に引き継ぐ際、その保護実施機関である市町村又は施設による発見活動等によって、氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合には、当該警察署へ連絡を行うよう依頼すること。

イ 上記措置により一定期間を経ても身元が判明しない場合は、保護実施機関である市町村等の要請に基づき、写真を付した資料を警察署又は警察本部に備え付けるとともに他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人による閲覧に供するなど、関係機関・団体の発見活動と連携して、身元の確認に努めること。

3 関係機関・団体との連携に際しての留意事項

関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力（規則第20条第2項）については、以下に留意すること。

(1) 関係機関等との間で発見・保護のためのネットワーク等が構築されている地域はもとより、同ネットワーク等がない地域においても、市町村等にその構築を働き掛けつつ、管内の関係機関・団体と役割分担の上、相互に連携して早期発見・保護に努める

こと。

- (2) 認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかとならないと身元の確認が困難となることから、関係機関・団体に対しては、着衣・靴への記名、名札等の装着等の工夫の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

4 その他

行方不明者の発見や迷い人の身元の確認に関し、功労のある担当者等を積極的に賞揚するなど、担当者等の意識の高揚方策に配慮すること。